

VTuber を活用したいわての魅カプロモーション業務

企画コンペ実施要領

令和 8 年 2 月

岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「VTuberを活用したいわての魅力プロモーション業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関し、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が了知し、かつ、遵守しなければならない事項を定めるものである。

1 業務内容

(1) 業務件名及び数量

「VTuberを活用したいわての魅力プロモーション業務」 一式

(2) 募集する企画提案の内容（業務の仕様等）

資料2「業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

(4) 委託料の上限額

2,156,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 予算額に変更が生じた場合は、速やかにその件を連絡する。また、令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合又は国の交付金が採択されなかった場合は、本件業務委託手続きについて停止の措置を行うことがある。

2 参加者の資格に関する事項

参加者は、以下に掲げる参加資格の要件（以下「参加資格」という。）の全てを満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、構成する者のいずれもが参加資格を満たす者であること。（単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできない。）

また、共同提案する場合は、代表者を定めたうえで企画コンペに参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。共同提案の場合、県は必要に応じて、代表者以外の構成員についても、「3 企画コンペ手続き等に関する事項」に定める参加届出に必要な書類（以下「参加届出書類」という。）の提出を求める場合がある。

〔参加資格の要件〕

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

(7) 参加届出書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(8) (7)に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止を受けていない者であること。

(9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続等に関する事項

(1) 担当室課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号（岩手県庁2階）

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 プロモーション担当

電話：019-629-5577 FAX：019-623-2001

メールアドレス AE0006@pref.iwate.jp

(2) 実施要領等の交付

企画コンペに関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載する。

※ トップページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）→「県政情報」→「入札・コンペ・公募情報」→「コンペ」→「コンペ参加者募集情報」

資料1 企画コンペ実施要領（本書）

資料2 業務仕様書

資料3 企画提案審査要領

(3) 企画コンペ説明会について

実施しないものとする。

(4) 実施要領等に関する質問の受付・回答

実施要領等に関する質問は、【様式1】「実施要領等に関する質問票」により受け付ける。

ア 受付期間 令和8年3月3日（火）午後5時〔必着〕

イ 提出方法 原則として、電子メールにより3（1）に掲げる担当室課あて提出すること。

ウ 回答方法 受け付けた質問については、原則として、電子メールにより回答するとともに、質問事項と回答事項を取りまとめて岩手県公式ホームページに掲載する。

エ 回答期限 令和8年3月5日（木）とする。

(5) 参加資格の確認

参加者は、下記提出期限までに参加届出書類を3(1)に掲げる担当室課まで持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 参加届出書類

【様式2】 企画コンペ参加届出書

【様式3】 会社概要及び過去3年間の類似事業の主な受注等実績(※)

※ 既存資料(会社パンフレット等)で同項目が網羅されているものがあれば、これに替えることができる。

イ 提出部数 各1部

ウ 提出期限 令和8年3月6日(金)午後5時〔必着〕

(ア) 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、3(1)に掲げる担当室課に直接提出のこと。

(イ) 郵送の場合は配達証明付書留郵便とし、3(1)に掲げる担当室課に必着のこと。

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和8年3月10日(火)までに電子メール等により通知する。

オ 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができない。

(イ) 参加資格の確認は、上記「ウ 提出期限」の日をもって行う。

(ウ) 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペへの参加を取り消すとともに、当該参加者が行った企画コンペ提案を無効とする。

(6) 参加資格の喪失

参加者は、下記「4 委託候補者の選定方法等に関する事項」で定める企画提案審査委員会当日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

(7) 参加資格が認められなかった者に対する説明

ア 参加資格の確認の結果、参加資格が認められなかった者は、県に対し、書面(様式任意)によりその理由の説明を求めることができる。

(ア) 提出書類 任意様式

(イ) 提出部数 1部

(ウ) 提出期限 令和8年3月17日(火)午後5時〔必着〕

(エ) 提出場所 3(1)の担当室課に同じ。

(オ) 提出方法 郵送又は持参による。

① 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、3(1)に掲げる担当室課に直接提出のこと。

② 郵送の場合は配達証明付書留郵便とし、3(1)に掲げる担当室課あての親展で必着のこと。

イ 説明を求められたときは、令和8年3月19日(木)までに説明を求めた者に対し書面によりその理由を回答する。

(8) 企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を下記により提出するものとする。

なお、参加者1者につき1提案とし、提案に係る費用の総額は、1(4)に定める委託料の上限額を超えないものとする。

ア 提出内容

(ア) 企画提案書(任意様式)

次の事項を明確にし、企画提案書はA4の用紙に記載し、片面印刷で作成すること。表紙及び目次を含め、概ね20枚以内とし、文字の大きさは12ポイント以上とすること。

- ① 企画実施のコンセプト・全体イメージ
- ② 具体的実施方法
 - ・ X及びYouTube公式アカウントの継続的な発信に向けた、コンテンツの構成イメージ(例:岩手県の魅力、「岩手さちこ」のキャラクター等)
 - ・ Xの投稿内容イメージ(例:「岩手さちこ」の日常を伝える投稿)
- ③ 業務実施全体スケジュール
- ④ 業務実施体制

(イ) 費用積算内訳書(任意様式※)

企画提案書とは別に作成し、本業務の実施に要する費用の内訳(項目、数量、単価、金額等)を明らかにすること。

※ 様式は任意とするが、岩手県知事あてに、参加者の商号又は名称、代表者職・氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって積算額とし、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の110分の100に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

イ 提出部数 7部(正本1部、副本6部)

ウ 提出期限 令和8年3月13日(金)午後3時〔必着〕

エ 提出先 岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 プロモーション担当
(住所等は上記「3(1)担当室課」を参照)

オ 提出方法 持参又は郵送による。

(ア) 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(最終日(令和8年3月13日(金))の受付時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)とし、3(1)に掲げる担当室課あて持参のこと。

(イ) 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて3(1)に掲げる担当室課あての親展で必着のこと。

カ 留意事項

(ア) 参加者1者につき1提案とし、複数提案を認めないこと。

- (イ) 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとする。
- (ウ) ページ番号は目次を除き、通し番号とし、各ページの中央下部に印字すること。また、企画提案にあたり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
- (エ) ウの提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないこと。
- (オ) 審査の結果、委託予定業者として選定された者は、契約締結後に、県と協議・調整を行ったうえで、事業を実施すること。
なお、その際、企画コンペにおいて提案した企画案の実現が著しく困難となった場合、又は企画を大幅に変更せざるを得なくなった場合は、選定を取り消す（契約を解除する）ことがある。
- (カ) そのほか、資料2「業務仕様書」の内容に留意の上、適正な提案を行うこと。

(9) 企画提案の無効

「(5) 参加資格の確認」により参加資格が認められなかった者の企画提案及び参加届出書類に虚偽の記載が判明した者の企画提案並びに次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(10) 企画コンペの参加の辞退

ア 「(5) 参加資格の確認」による参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が企画コンペの参加を辞退する場合は、企画提案審査委員会の実施日の前日（令和8年3月23日（月））の正午までに、**【様式4】企画コンペ参加辞退届**を3（1）に掲げる担当室課まで持参又は郵送により提出しなければならない。

(ア) 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし、最終日（令和8年3月23日（月））の受付時間は午前9時から正午までとする。

(イ) 郵送の場合は、封筒表に「企画コンペ参加辞退届在中」の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて3（1）に掲げる担当室課あての親展で正午までに必着のこと。

イ アにより企画コンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降、県が実施する他の企画コンペ等について不利益な取扱いを受けることはない。

4 委託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 委託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案審査委員会において行う。

なお、企画提案等の内容が、上記「1（4）委託料の上限額」を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案審査委員会の開催

ア 開催日時(予定) 令和8年3月24日(火)9時30分～(詳細は参加者に別途通知する。)

イ 開催場所(予定) 岩手県庁内又は岩手県盛岡地区合同庁舎内

ウ 開催方法等

(ア) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びプロジェクターの使用は認めるが、追加資料等の提出は認めない。

なお、パソコン及びプロジェクターの機材は参加者が準備することを原則とし、事前に3(1)に掲げる担当室課まで連絡すること。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出受付順とする。

(ウ) 1者当たりのプレゼンテーションの時間は、25分(説明15分、質疑応答10分)とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

(エ) 参加者が4者を超える場合には、企画提案審査委員会において、企画提案書等の審査(以下「一次審査」という。)を実施し、上位と評価された4者により、企画提案審査委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が4者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(オ) 一次審査により上位4者に入らなかった者に対しては、書面を郵送することにより通知する。

(3) 委託候補者の決定

ア 県は、企画提案審査委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。受託候補者との委託契約締結に当たっては、企画提案書等の内容を直ちに契約内容とするものではなく、受託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、双方が合意に至った場合に随意契約を締結するものであること。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者へ書面を郵送することにより通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

エ アの契約内容についての協議・調整の結果、双方が合意に至らないものと県が認めた場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則(平成4年岩手県規則第21号)に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と委託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うことがある。

(4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね15日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

(5) その他

本事業は、会計検査院による実地検査の対象となる。

6 公正な企画コンペの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。

(2) 企画コンペに要する経費について

企画コンペに要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 企画コンペに当たっての留意事項

- ア 参加届出書類及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

(4) スケジュール（予定）

| | |
|--------------|----------------------------|
| 質問票の提出期限 | 令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 5 時まで |
| 質問に対する回答期限 | 令和 8 年 3 月 5 日（木） |
| 参加届出書類の提出期限 | 令和 8 年 3 月 6 日（金）午後 5 時まで |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 3 時まで |
| 企画提案審査委員会 | 令和 8 年 3 月 24 日（火） |
| 企画コンペ審査結果の通知 | 令和 8 年 3 月 27 日（金） |
| 契約締結日 | 令和 8 年 4 月 1 日（水） |

【様式1】

| | |
|---------|--|
| 会社名等 | |
| 担当部門 | |
| 担当者 | |
| 電話番号 | |
| メールアドレス | |

実施要領等に関する質問票

「VTuber を活用したいわたの魅力プロモーション業務」

| No. | 資料名称 | 該当項目（該当頁、該当行） | 質問内容 |
|-----|------|---------------|------|
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |

〔留意事項〕

- ・ 資料名称の欄には、質問の対象となる資料の名称（実施要領又は業務仕様書の別）を記入すること。
- ・ 提出期限内に提出すること。提出期限を過ぎたものは一切受け付けないこと。
- ・ 原則として、電子メールで提出のこと。（提出先メールアドレス：AE0006@pref.iwate.jp）
- ・ 1つの質問項目について1行を使用すること。

【様式 2】

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

企画コンペ参加届出書

「VTuber を活用したいわての魅力プロモーション業務」に係る企画コンペに参加したいので、別添のとおり関係書類を添えて届け出ます。

なお、「企画コンペ実施要領」の「2 参加者の資格に関する事項」に定める次の内容について虚偽がないことを宣誓します。

記

- 1 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- 2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- 3 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- 4 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- 5 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- 6 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事務所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※県は事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する可能性があること。
- 7 参加届出書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- 8 7 に定める期間内に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成 7 年 2 月 9 日建振第 282 号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- 9 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式 3】

会社概要及び過去 3 年間の類似事業の主な受注等実績

| | | |
|----------------------------------|-------------------|------------------|
| 商号又は名称 | | |
| 代表者職・氏名 | | |
| 所在地 | | |
| 設立年月日 | | |
| 資本金 | | |
| 直近の年間売上高 | | |
| 従業員数 | | |
| 業務内容 | | |
| 会社の特色 | | |
| 過去 3 年間の事業実績（主なもので可。資料等があれば添付可。） | 発注者 | 受注事業内容（受注年、受注内容） |
| | 岩手県関係 | |
| | 岩手県以外の官公庁・公共団体 | |
| | 民間 | |
| 本申請の窓口となる担当者名 | 電話番号： メールアドレス： | |
| 所属： | | |
| 職： | | |
| 氏名： | | |

※ 既存資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものがあれば、これに替えることができること。

【様式4】

企画コンペ参加辞退届

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

「VTuberを活用したいわての魅力プロモーション業務」に係る企画コンペへの参加を表明し、企画コンペ参加届出書を提出しましたが、都合により参加を辞退いたします。

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

印